

(仮称) 豊野公園整備基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

(仮称) 豊野公園整備基本構想・基本計画策定支援業務委託

2 仕様書の適用

本仕様書に定めのない事項については、「設計業務等共通仕様書(平成30年4月 熊本県土木部)」に基づく。なお、共通仕様書において「熊本県」と記載のある箇所については逐次「宇城市」と読み替えることとする。

3 目的

本業務は、市民ニーズが高い公園を新設するため、豊野町の中心地である旧豊野小学校跡地のグラウンドを活用し、自然、文化、健康、食などをテーマに多世代が利用できる公園を整備する。

新設する公園は、地域の交流拠点はもちろん、市外からもわざわざ訪れてみたい魅力的な空間を目指し、シビックプライドの醸成や、子育て世代を中心に移住定住まで繋がることを目的として、基本構想・基本計画を策定する。

また、公園整備と管理運営を含めた公民連携事業の導入検討を行うため、Park-PFI(公募設置管理制度)等の制度導入と公募支援業務も行う。

4 委託内容

(1) 共通事項

ア 実現に向けた実施スケジュール(工程表)と検討課題の整理

(2) 基本構想

ア 現状及び法的条件等の把握及び課題の整理・分析

イ 関連計画との整理

ウ 地域や利用者ニーズの把握のためアンケート調査、ワークショップ等の実施

エ 先進事例、整備事例、近年のトレンドなどの調査・情報収集

オ 公園に期待される役割の整理

カ 将来像と整備方針の検討

(ア) 立地特性や近隣の地域資源を最大限に活用

(イ) 基本構想図

(ウ) イメージスケッチ図

(3) 基本計画

ア 基本構想の内容を踏まえた基本条件の整理・分析

イ 具体的な導入施設(商業施設等を含む)の機能及び規模等の比較、検討

ウ 周辺施設へのアクセスを考慮した園内動線の検討

- エ 公園計画の整理
 - (ア) 基本計画平面図
 - (イ) イメージパース作成（2パターン以上）
- オ 概算工事費の算出
- カ 整備計画、概算工事費を踏まえ、適用可能な補助金・交付金等の財源の検討、支援

(4) 公園整備と管理運営における公民連携事業の実施に関する支援

- ア Park-PFI（公募設置管理制度）等導入に関する支援
- イ 公民連携による管理運営制度導入等に関する支援

(5) 合意形成支援

- ア 庁内会議の運営支援（構想段階2回程度、計画段階2回程度）
- イ パブリックコメントの実施支援
- ウ 住民合意形成に関する支援（地元説明会2回程度）

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

6 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては委託者の指示によるものとする。

(1) 基本構想

- (ア) 本編及び概要版 A4判製本（カラー含む） 2部
- (イ) 基本構想図・イメージスケッチ 10部
- (ウ) 業務報告書 2部
- (エ) 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

(2) 基本計画

- (ア) 本編及び概要版 A4判製本（カラー含む） 2部
- (イ) 基本計画平面図、イメージパース 10部
- (ウ) 業務報告書 2部
- (エ) 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

※電子データの形式、媒体については別途市と協議する。

7 成果品の取り扱い

- (1) 成果品の所有権、著作権等は宇城市に帰属する。
- (2) 受託者は、本委託における成果品及び調査にあたって収集、作成した資料等について、発注者

の承諾を得ずに使用してはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、常に宇城市と緊密な連絡体制を取り、調整を図る。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意する。また、委託者である市が提供する資料等を許可なく第三者に提供したり、目的外に利用しない。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり知的財産権等に充分注意する。また、市の許可なく他の使用あるいは公表してはならない。業務に係わる権利関係について、受託者は将来にわたり行使しない。
- (4) 受託者は、個人情報の取り扱いにあたり本仕様書に記載してあるものの他、契約約款の特記事項（個人情報の保護）を遵守すること。
- (5) 本業務の執行に必要な調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務の実施にあたり関係法令を遵守する。
- (7) 仕様書に記載されていない事項は、本市と受託者で協議して決定すること。なお、これらに記載のない事項であっても、業務の性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。
- (8) 業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合及び、この仕様書の定めのない事項については、本市と受託者が協議の上決定する。

以上